

平成19年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び閉会 平成19年3月20日 午後1時30分 開会  
午後3時49分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

- |            |     |       |     |       |
|------------|-----|-------|-----|-------|
| 3. 出席議員18名 | 1番  | 山下和弥  | 2番  | 朝岡佐一郎 |
|            | 3番  | 西井覚   | 4番  | 藤井本浩  |
|            | 5番  | 吉村優子  | 6番  | 阿古和彦  |
|            | 7番  | 川辺順一  | 8番  | 川西茂一  |
|            | 9番  | 寺田惣一  | 10番 | 下村正樹  |
|            | 11番 | 岡島辰雄  | 12番 | 野志昭   |
|            | 13番 | 西川弥三郎 | 14番 | 南要    |
|            | 15番 | 亀井一二三 | 16番 | 高井悦子  |
|            | 17番 | 白石栄一  | 18番 | 石井文司  |

欠席議員 0 名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 吉川義彦  | 助役     | 岡本吉司  |
| 収入役    | 吉田新之助 | 教育長    | 認谷裕彦  |
| 特別参与   | 安川義雄  | 企画部長   | 吉川弘明  |
| 総務部長   | 大武勇吉  | 都市整備部長 | 清村好伸  |
| 産業建設部長 | 石田勝朗  | 市民生活部長 | 杉岡富美雄 |
| 保健福祉部長 | 田宮久好  | 教育部長   | 宮西清   |
| 水道局長   | 西川正一  | 消防長    | 北川武雄  |

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 飯田孝彦 書記 中嶋卓也  
書記 井上理恵

6. 会議録署名議員 3番 西 井 覚 16番 高 井 悦 子

- ## 7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第２ 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会 午後１時３０分

**藤井本副議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

野志議長、所用のため、私がかかわって議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

5番、吉村優子君の発言を許します。

吉村優子君。

**吉村議員** 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、妊婦に対する医療機関の体制づくりについてです。

安心して出産できるよう、産科医の確保が望まれるところです。産科医の必要性につきましては、皆さん周知のとおりです。先週の土曜日、奥野代議士の講演会があり、その講演の中でも、御所市と葛城市で今困っておられることといえば、産科がないことでしょうかと述べておられましたが、それだけ緊急性を要するものだと考えます。

昨日の部長よりの答弁で、高田市民病院に院内助産所を設置される計画のあることを伺いましたが、葛城市としてはどうすべきかということです。市長の答弁にもありました、市内に産科ができることが望まれますが、今言いましたように、緊急性また経済的な観点からいっても、既存の施設を利用した開院が現時点での一番の解決策だと考えます。

例えば、御所の済生会病院の産科の再開です。これにつきましては、当の病院側も、公式にはありませんが、スタッフがそろえば再開したいとの意向を示されています。

ただ、産科医の不足は全国的なもので、対策としましてはなかなか難しい面もありますが、葛城市としましては、積極的な産科医確保に尽力すべきではないかと考えますが、この点についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。また、現時点での産科医不足に対する市民への広報についてもお聞かせ願いたいと思います。

まだ葛城市としての体制づくりができていない段階で、現在の状況を市民の皆さんにお知らせするのは難しいところですが、ただ皆さん、どうすればいいのか不安に思っておられます。特に市外へ子供さんを嫁がせられた親御さんにとっては、葛城市内に産科がないことに加え、新聞やテレビのニュースでのみ、御所の済生会病院の産科の閉鎖や高田市民病院の受け入れ制限の情報を知ることとなり、行政からの説明のないことで、さらに「娘は実家に帰ってきて、どこで子供を産むことができるのか」などのご相談も受けています。医療機関の体制づくりとともに、市民の不安を少しでも和らげるためにも、広報も必要かと思いますが、その点についてもお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、コミュニティバスに関連して、質問させていただきます。

来月の4月より、新たにミニバスが導入され、今まで利用できなかった地域の方々のコミュニティバスの利用が可能になります。コミュニティバス、ミニバス、ゆうあいバスを連動

して、細かく分けられたコース等々、本当によく考えられ、苦心のあとが伺えます。新たにコースに加えられた地域の方たちからは、「バスが開通したらゆうあいに行こう」とか、「今から楽しみにしています」などの声も耳にします。

そこで、考えていただきたいのは、ミニバスからコミュニティバスへと乗り継ぐ、新庄庁舎前の停留所についてです。例えば、ミニバスの笛吹ルートで、ゆうあいステーションに行くとしします。笛吹ルート第1便で、新庄庁舎前8時54分に着きます。そして乗り継ぎのコミュニティバス葛城号が新庄庁舎前に到着する9時30分まで、36分間その場で待たねばなりません。36分という時間につきましては、1台のミニバスで4コースを回るわけですから、すべてのコースや便で、待ち時間なしで乗りかえるというのは当然無理ですから、これは致し方がないにしても、いすも屋根もない停留所です。特にゆうあいに行かれるといいますと、年配の方が想定されます。またそういった年配の方々には、これからの季節、畑仕事のない雨の日こそ、ゆうあいに行かれるケースも出てきます。そうなりますと、雨の中、傘を差して半時間立ったままで乗り継ぎのバスを待つことになります。庁舎まで行き、待つということも考えられますが、傘を差し、人によっては杖をついて庁舎前の道路を渡ることになります。

そこで、提案ですが、新庄庁舎前の停留所を、文字どおり、庁舎正面玄関前に持ってきてはいかがでしょうか。そうしましたら、暑さや雨も寒さもしのげますし、中にいすでも置けば、座ってバスを待つこともできます。また市民ホールを利用した展示や掲示物などを見て、乗り継ぎまでの時間を過ごしていただくこともできると思いますが、これらの点についてご意見を伺っておきたいと思ひます。

質問は以上です。

再質問は自席で行わせていただきます。

**藤井本副議長** 田宮保健福祉部長。

**田宮保健福祉部長** ただいま、5番、吉村議員さんの方から、妊産婦に対する医療機関の体制づくりについて、またその中で、安心して出産できる産科医の確保ということで、ご質問をいただいておりますのでございます。

答弁といたしましては、昨日、高井議員さんのご質問もいただいております、同じような回答になると思うわけでございます。ご了承いただきたいと思います、このように思ひます。

病院におけます産科医の確保につきましては、ご存知のように、非常に困難な状況ということをお聞かしておるわけでございます。こうした中で、ご質問いただいた中でもお話ございましたように、県では出産と医療が連携できる院内助産所、助産師の外来促進事業を計画されておるということでございます。これにつきましては、助産所を院内の中に開設するという発想で、モデル事業として大和高田市立病院の中で取り組まれる予定でございます、特に近隣する葛城市にとりましては期待するところでございます。

ちなみに、葛城市におきます18年度の妊婦検査による出産場所の読み取りの数字を参考までに申し上げますと、300人の中で、高田市立病院で131名の方を対応していただいておりますということでございます。またそれ以外に、近隣の場所で合計いたしますと、233名程度が近隣の市町村の場所で対応していただいておりますというようなデータもあるわけでございます。

こうしたことを踏まえながら、安心して出産できる産科医の確保。こうした人材確保につきましては、こうした問題を解決するためにも、広域的な医療体制の整備が必要と考えるところでございまして、対応につきましても、市長会などを通じまして、県初め広域事務組合、関係機関にさらに強く働きかけていきたいと、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

また、そうしたいろんな情報についての市民への啓蒙という点についてご質問もいただいておりますのでございます。それにつきましては、手段、方法、いろいろ考えられるところでございまして、担当課でそうした啓蒙、啓発、情報提供という部分につきまして、内部的に住民の方に情報を提供できるような形で検討していきたいので、ご理解をいただきたいなど、こういう思いであります。

以上で、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

**藤井本副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** それでは、5番、吉村議員さんのコミュニティバスについてのご質問にお答え申し上げます。

平成17年10月から運行してまいりました公共バス、葛城号を幹線ルートとして位置づけまして、新庄地域には10人乗りワゴン車、ミニバスを、また當麻地域にはゆうあいバスを、それぞれ地域の巡回バスとして、市内全域を網羅する公共バス体系として本年4月から運行いたす予定でございます。

幹線ルートと巡回バスとの接続箇所において、雨の日などの乗り継ぎなどに、新庄庁舎前では約30分を要するというご意見でございます。施設内を待合場所として利用するのに、バス停留所を施設の玄関口に変更してはとのことでございますが、乗り継ぎの拠点となります4カ所のうち、玄関口に停留所を設けておりますのはゆうあいステーションだけでございます。あと3カ所につきましては、施設内のスペースの問題、また運行時間の短縮のために、施設前の道路沿いに設置しておるところでございます。また日曜日にも運行している葛城号につきましては、閉庁日には施設内への車両の乗り入れ、これができないこととなります。また休憩や時間待ちの場所につきましては、それぞれ施設のロビーをご利用いただけるよう、停留所の案内表示をするよう検討しておるところでございます。なお、周知につきましては、既に広報誌とともに、公共バス変更案内のチラシを各ご家庭に配布させていただいております。

今後も安全運行に努めますとともに、市民皆様の足としてご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

**藤井本副議長** 5番、吉村議員。

**吉村議員** それぞれの部長よりお答えいただきまして、ありがとうございます。

産科医を見つけるというのは本当に大変難しいということで、昨日夕方のニュースでも、全国の産科医獲得のためにいろんなことをなさっているというのを事例で紹介なさってました。岩手県遠野市では、来ていただいたら馬1頭差し上げますというぐらいのことを検討されるぐらい、全国的にお医者さんが不足しているというのはよくわかるんですけども、葛

城市としても広域で考えるのはもちろんなんですけれども、独自でお医者さんを積極的に、情報をいろいろ収集して、難しいのはわかりますけれども、何とか積極的に確保に向けて動かれるべきではないかなというふうにも思います。

それと、広報についてですけれども、先ほども言いましたように、ニュースで、高田市民病院の受け入れの制限なんかを聞かれたお母さんは、葛城市が実家の子供はここで産めるのか、産めないんじゃないかなという意見をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、今の状況がどうであれ、何も分からないということの方が不安だというふうに思いますので、何らかの広報をしていただきたいということをお願いしときたいと思います。

それから、コミュニティバスについてなんですけれども、今経済的に大変な折ですから、少しでも経費がかからないようにという感じで私は提案させていただいたんですけれども、閉庁日は回れないとか、いろんな理由で無理なのはわかりますけれども、若い人たちなら30分の間、コンビニに行ったり、そのの庁舎までさっさと行って、帰ってこれるというのはわかるんですけれども、年配の方になりますと、本当に少しでも歩きたくないというのは、私も足を痛めたときによくわかるんですけれども、ちょっとでも歩きたくない、そこで座れるんだったらじっとしときたいという思いがあると思うんです。バスをおりて、ぱっと探されるのが、やはりいすがあるかどうか、座れるところがあるかどうかなんです。あの駅を見ますと、生け垣でももしあれば、そこにでも座られると思うんですけど、本当に何も座るところがないんですよ。でしたら、せめてベンチでも置けないのかということです。屋根がなくても、ベンチだけでも置いて、対応していただきたいというふうに思います。

それから、今後の状況とかいう感じで思われてるのかもしれないんですけれども、考え方としては、最初にバスが通りますよね。そして興味本位であっても、まず乗られたときに、思ったより便利であれば、その方はリピーターになると思うんですけれども、それが利用して、不便であれば、その方は、「こんなに不便だったら」。おりたところにベンチもない。庁舎に行くのに、年配の方でしたら早目に行かないと、バスが来たときにだれもいなかったら行ってしまったらいけないからというので、時間より早く来ることはないんですけれども、バスより早く戻らないといけないとかいって、またそこで時間を長く立たないといけないということで、「こんな不便だったら、家でテレビを見てた方がいいな」ということになったら、その方も今度から利用されませんし、高齢者の方は高齢者で、情報交換をいろいろなさってますから、「どうだった」と言われて、「あんな不便だから」と言われたら、ほかの方まで利用されなくなって、すごく逆効果だというふうに思いますので、開始するときに、最初の段階でそういう整備をするべきだというふうに思います。

そうかといって、本当に利用されるのかというと、そういうことで対策を決めないで、ただ1人で乗った方がまた利用したいと思えるような環境づくりが必要ではないかなというふうに思うんですけれども、こういった点について市長の意見もお伺いしときたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

藤井本副議長 市長。

吉川市長 吉村議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の産科医の件でございます。いろいろとご意見をいただいておりますように、また昨日の質問にもございましたように、本市におきましては、今現在のところ、産科医が過去にあったものも閉鎖をされまして、なしになっている状況にあるわけでございます。きのうも答弁申し上げましたように、葛城広域圏として、高田市民病院の利用をさせていただくと、こういうことで合意を得ているところでございます。しかしながら、それで十分対応できるのかというふうな心配もあるわけございまして、私自身はそういうことで、まずは済生会が昨年の10月に産科医をやめられた。そうしたことを受けまして、またその以前から、済生会の方で何とか産科医を続けていただけるような方策を、院長にもお願いをしているところでございまして、そうした中で、先ほどからお話がありますように、まずは医師とスタッフの確保の問題というふうなことになるわけございまして、そうしたことに付きまして、今後もさらに済生会の方といろんな打ち合わせをしていきたいというふうに思っている次第でございます。

また、葛城市内の中で、産婦人科医の進出をいただこうというふうなことで、具体的にいろいろと、まだ皆さんにご報告を申し上げるような段階ではないわけでございますけれども、かなり具体的ないろんな話を今現在させていただいている。そのことをきのうも少しお話を申し上げたところでございまして、その話が実現できましたら、皆さんの本当に力強い支えになるんじゃないかなという思いで、期待をかけながら、現在進めておることが1つございます。今申しますように、条件整備やいろんなことがございますので、またその途中では、当議会にもご相談を申し上げなければならないと思いますし、いろんな点でまたご支援をお願い申し上げたいというふうに思う次第でございます。

また、コミュニティバスにつきましては、4月から、部長が答弁をいたしましたように、ミニバスとゆうあいバス、両方うまく活用しながら、より利便を図っていききたいと、そういう目的を持って進めているところでございます。今ご指摘をいただいておりますことにつきましても、いろんな面を想定しているところでございますけれども、私自身は、せっかくそうしたことでミニバスを走らすということになるわけでございますので、それを利用していただくことが一番大事であろうというふうに思うところでございます。そのためには、今、吉村議員さんがおっしゃったように、いろんな条件整備をしてというのも大事であろうと思うわけでございますけれども、本当に正直なところ、不安いっぱいであるわけでございますので、しばらくこういう形でスタートを切らせていただきまして、その状況を見ながら、いろんな面で改善すべきものは改善をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**藤井本副議長** 5番、吉村議員。

**吉村議員** 市長からお答えいただきまして、ありがとうございます。

産科医につきましては、私も聞かれましたら、高田市民病院は受け入れてますというふうには言ってますけれども、先生も3名ですし、ベッド数も限りがありますからということで、積極的にはお勧めできないということで、今ちょっと悩んでたところですけども、市長のお

っしやったとおり、もし市内に病院ができるとすれば、すごくそれはありがたいことですので、実現に向けて頑張っていたきたいなというふうに思います。

それから、バスについてですけれども、バスだけではなくて、行財政改革を進めておられる中で、市長がいつもおっしゃっているように、最小の経費で最大の効果ということをよくおっしゃいますけれども、最大の効果という中に、やっぱり市民の満足度というものが入っていると思うんです。この満足度をいかに、少しでも100の数字に近づけるかということだと思います。バスを市民が本当に公平に利用できるように、ミニバスを購入していただいて、4コースを考えていただいて、タイムテーブルもできました。じゃ、スタートしようというのはいいんですけれども、もう一步踏み込んでいただいて、利用する立場として、自分が高齢者となってシミュレーションをいろいろ考えてもらって、そしたら何が必要かということもわかってくると思うんです。ここまでして、もう少し100%に近づけるんじゃないかなというふうに思います。

これはバスに限らず、これからいろいろな行革をされる中で、住民の満足度というのも考えていただいて、進めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**藤井本副議長** 吉村優子君の発言を終結いたします。

次に、6番、阿古和彦君の発言を許します。

6番、阿古和彦君。

**阿古議員** 議長の許可を得て、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問の通告件数は2件です。

1つ目は、葛城市食育計画の策定についてであります。

私の食育との出会いは、10数年前に、小学校のPTAをさせていただいたときでした。その当時は、北葛城郡PTAでは、単位PTAでの研修発表がありました。単Pの担当した発表は学校給食でしたが、研修での給食部長の、「給食は教育です」の発表に、その当時は食育という言葉は余り聞き慣れなく、ポピュラーではありませんでしたので、その言葉の新鮮さに非常に衝撃を受けました。そしてそのときその言葉に出会えたことに、今も心から感謝しております。

食育に携わる先人たちの並々ならぬ努力により、食育基本法が平成17年6月に成立し、7月に施行されました。そして同法の17条において、都道府県の食育推進基本計画を、18条において、市町村は食育推進基本計画を作成するよう努めなければならないとあります。奈良県では、基本計画作成に向けた取り組みが行われていますが、葛城市の食育推進基本計画の作成についてどのように取り組まれるのでしょうか。お聞きいたします。

2つ目は、男女共同参画社会についてです。

平成16年6月に公布施行された男女共同参画社会基本法は、第2条で、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を形成することと定義しています。そして第8条では国の責務、第

9条では地方公共団体の責務をうたっています。

政府は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念に基づき、平成12年に男女共同参画基本計画を作成し、政策と方針決定過程への女性の参画を促進してきました。そして平成17年度末の国の審議会等委員における女性の登用の目標数値を30%とし、それを達成しました。

そこで、お聞きいたします。我が葛城市では、諮問機関の女性委員の割合は、平成18年度現在ではどれくらいでしょうか。できれば諮問機関別をお願いいたします。

以上2件であります。再質問は自席で行いたいと思います。

**藤井本副議長** 田宮保健福祉部長。

**田宮保健福祉部長** 6番、阿古議員さんのご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

質問内容につきましては、葛城市の食育計画の策定及び実施ということでのご質問でございます。

国におきましては、食育基本法が制定されまして、奈良県におきましては、18年9月に、食育推進会議で食育推進計画の基本方針が決定されたところでございます。食育基本法第18条においては、市町村に対し食育会議の設置並びに食育推進基本計画を作成するように努めなければならないとされておるところでございます。葛城市において、食にかかわる推進計画策定のための推進会議の設置については、現在考えておらないというところでございます。

食育の推進においては、幅広い分野にわたる取り組みが大切であることは承知しているところでございます。行政機関はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係、農林水産業関係者、食品の製造、加工関係者等々、ありとあらゆる関係団体が一同になって取り組むべき課題であると考えておるわけでございます。設置等につきましては、今後必要に応じまして検討してまいりたいと、こういう考えを持っておるところでございます。

現在、葛城市における食育に対する取り組みにつきましては、まさに食育推進に沿ったものであると私は考えておるわけでございます。健康葛城21計画、きらり葛城21計画におきましても、栄養、食生活、きらり輝くバランスメニューとしての主要な取り組みの1つとして取り上げておるところでございます。今後、葛城市の健康づくりの指針ともなります、きらり葛城21計画をもとにしながら、食育基本法との整合性を図りながら、健康づくり運動の輪を市民、関係機関、団体とともに広めてまいりたいと、こういうことで答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**藤井本副議長** 杉岡市民生活部長。

**杉岡市民生活部長** 続きまして、男女共同参画社会の実現のために、基本計画の作成に当たり、行政が率先して男女共同参画の理念を導入していただきたいという質問でございます。

この法律の趣旨、行政とのかかわり、理念につきましては、今質問の中で、阿古議員さんの方からご紹介があったわけでございますが、重なるところがあると思われませんが、ご容赦いただきたいと思います。

国におかれましては、1999年6月に、男性も女性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会基本法

が制定されまして、この法律に基づきまして、第2次男女共同参画基本計画が2005年12月に閣議決定されたものでございます。

奈良県におきましても、基本法や基本計画に基づきまして、2001年7月には奈良県男女共同参画推進条例が、2002年には奈良県男女共同参画計画が制定されておるところでございます。

この第2次基本計画の重点事項といたしまして、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%になるよう、各分野の取り組みを推進することとされておるところでございます。

そこで、質問の内容に入らせていただきますが、葛城市におきます2007年の3月現在、おのおの各諮問機関におけます女性の占める割合につきましても、葛城市防災会議を初め、26の審議会、総数315人のうち45人の方々の女性が就任いただいております、その割合は14.3%でございますので、合併時点での割合22.6%を若干下回っておるのが現状でございます。

次に、葛城市が今年度に取り組むべき男女共同参画計画の策定は、市長が施政方針でも述べられておりますように、国や県の基本計画の基本理念を踏まえながら、葛城市の地域性を生かした計画を作成するため、市民の意識調査を初め、市民の有識者12名で構成いたします、葛城市男女共同参画計画策定協議会を立ち上げまして、その中で十分ご論議をいただきながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**藤井本副議長** 6番、阿古議員。

**阿古議員** 近年の社会経済構造が大きく変化していく中で、私たちのライフスタイルや価値観やニーズが多様化して、それに伴って食生活や食生活を取り巻く環境は大きく変わってきました。日々の忙しい生活を送る中で、毎日の食の大切さの意識が希薄になって、規則正しい食事や栄養バランスのとれた食事、また安全面を考慮した食事や食べ残しや食品廃棄の状況を考慮した食事、あるいは家族が食卓を囲んだ食事など、本来の望ましい健全な食生活の姿が失われつつあります。

このような食をめぐる現状の変化に伴うさまざまな問題に対処し、その解決を根ざした取り組みが食育だと、私は感じております。そういう意味におきまして、食育というのは非常に幅の広い取り組みになります。先ほど部長の方から答弁がございましたが、健康の分野もそうです。それから食品を生産される方々もそうです。当然、教育現場もそうです。保育もそうです。逆に言えば、何といたしますか、食品を製造されたり、販売されたり、そういう方もすべて食育にかかわってきます。

そういう意味におきまして、1つの一貫性をなすためには、食育推進運動というのは各部署、部署でやられているだけでは一貫性がない。ですから、統一した何らかの機関を設立して、その中で推進運動を、いろいろな情報交換をした中で進めていく必要があると感じます。これは決して、縦割り行政の中でやれる仕事ではないのだと。

ですから、私は、あえて葛城市独自の食育基本計画を持つべきだと思います。そうしないと、文科省は文科省の分野で、厚生労働省は厚生労働省の分野でやっていきますと、各機関

の連絡が行かない。1つのまとまった計画として、葛城市では進んでいかないであろうと思います。

そういう意味におきまして、食育推進会議なる諮問機関の設置を私は強く求めたいと思います。そのことにつきましては、市長の方からご答弁をお願いいたします。

2点目の男女共同参画社会の方ですが、やはり諮問機関の女性の登用率は、葛城市においては14.3%と、かなり低いように感じます。国の方は今現在30.9%を超えていると思います。国のこれからの目標は、2020年には、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するといっております。ということは、女性が6割、もしくは男性が6割になる。とにかくそのバランスの中で、やはり参画をしていかななくては行けないと。なぜそういうふうな形になるかといいますと、政策ですとか、そういうのを立案する分野については、参画がやはり一番大切なんです。その分野に参画することによって、対等な、男性も女性も対等な関係になっていくと思われま。

市長は平成19年度施政方針の中で、本年度は男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、葛城市男女共同参画計画の策定をうたっておりますが、どのような手順で策定されるのでしょうか。再度、その部分を質問したいと思います。

平成13年8月に、内閣府の男女共同参画局が、市町村男女共同参画計画の策定の手引きを発表しています。その中で、計画作成に当たり、諮問機関の設置をうたっています。そしてその諮問機関の委員は、住民のほか、できるだけ広範囲の分野から、有識者、民間団体、関係行政機関の代表など、多様な知見、経験を持つ人材を選任し、かつ両性の意見がバランスよく反映されるよう、委員の男女比率に配慮することが望まれるとあります。市長のお考えをお聞かせ願います。

**藤井本副議長** 田宮部長。

**田宮保健福祉部長** 阿古議員さんからの再度のご質問でございます。

議員さんがおっしゃるように、食育の推進を進める中で、先ほど答弁もさせていただきましたように、本当に幅広くかかわってくる問題で、それを関係するものすべてが共有する中で事業というものを推進しなければ、効果のある事業として展開をされないという思いもするわけでございます。

そうした中で、議員さんのおっしゃる体制を進めていく組織づくりという形での分について、私もそういう形で理解をしておるところでございます。現時点で、先ほども言いましたように、健康づくりを1つの主体としながら、そういう食育も含んだ中で今現在進めていこうという考え方になっておる状況でございます。そうした中で、先ほども答弁させていただきましたように、経過していく中で、総合的な判断をしながら、必要に応じて推進会議という、また食育基本計画というものも視野に入れて、今後検討していきたいと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

**藤井本副議長** 杉岡部長。

**杉岡市民生活部長** 阿古議員さんの再質問に対しましてお答えさせていただきたいと思います。

国が示しております策定のマニュアル、ご紹介いただきましたように、有識者を交えた中での策定ということが掲げられておるわけでございます。それはある意味、広い意味で、広く多くの有識者の意見を尊重して組み入れるという部分がありまして、非常に重要であろうというふうに認識しておるわけでございますが、かたや先進地の事例をいろいろ集めますと、どの基本参画にいたしましても、おしなべて国のマニュアルどおり作成された、ただ一遍とおりのものができ上がってきておるというのが現状でございます。

この予算査定におきまして、いろいろ内部で議論をいたしました結果、やはり葛城市の、今現在それぞれ行政に携わっていただいている各委員さんの中で、50%、50%、6人、6人をそれぞれご参加いただきまして、そこに自由闊達に意見を述べ合っていただきまして、葛城市にふさわしい男女共同参画のあり方、国のマニュアルどおりの数値だけを定めて、目標を定めるというのではなしに、その根本的な部分から協議を重ねてまいりたいというふうなことで、今年につきましては、アンケートのための郵送代、それにかかります協議会の会計費にとどめさせていただきまして、そこに十分議論を重ねながら、慎重に進んでいきたい、そのように考えております。

以上でございます。

**藤井本副議長** 市長。

**吉川市長** 阿古議員さんの再質問にお答えを申し上げたいと思います。

食育のことにかかわりまして、阿古議員さんもおっしゃっていましたように、大変食育といたしますのは幅の広い分野であるわけでございます。最近の朝食をとらないというようなことから始まりまして、いわゆる家庭での問題もあるわけでございます。材料の調達の問題もあります。食料の農薬の問題とか、いろんなことがございます。そうした分野で、それぞれのセクションで取り組んでいかなければならないと、こういうふうなことであるわけでございます。

したがいまして、先ほど部長が答弁をいたしましたように、十分に内部的に、いろんなセクションとのコミュニケーションを図りながら、今おっしゃっていただいております諮問機関の推進会議の設置のことも当然出てくると思うわけでございまして、そうした問題につきましても十分に精査をしながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、男女共同参画にかかわりましての具体的な手順をどういうふうにしていくんかと、こういう質問であったわけでございます。先ほど部長が答弁をいたしましたように、19年度は葛城市の地域性を生かした計画を策定するための、まず市民の意識調査から始めまして、市内の有識者、これも部長が答弁をいたしましたように、12名の構成を願いながら、策定協議会を立ち上げて、その中で十分な議論をいただきながら、慎重に取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**藤井本副議長** 6番、阿古議員。

**阿古議員** 食育の推進会議の方は、先ほど申しました理由により、やはりそういうふうなものを立ち上げていただいて推進していく方法でないと、まず成り立たない。それほど幅の広い分野であると、私は思います。それであえて今回の質問を、担当部長ではなく市長という形で質問を出させていただきました。1 部署で解決できる問題ではない、取り組むべき問題ではないという認識のもとです。

やはり葛城市は葛城市独自の、最終的には食育推進活動、運動を進めなければならない。そのためには、まず計画を持つ必要があるというのが、行政の基本であると私は感じております。地域、地域の自然や立地条件が違いますように、その地域では生活環境も違うし、社会環境も違います。葛城市独自の食育推進計画の策定及び食育推進会議の設置を強く要望して、食育の方の質問は終わります。

あと1つ、男女共同参画の方なんですけども、私は男性ですので、女性が社会に進出したり、参画したりするところの苦労やとか、障壁やとか、そういうようなものは実際に身をもって感じたことはないんですよ、正直な話。それで私も、どちらかというと、女性に対してそういう加害者意識というのは持ってません。だからいけないんやと思うんです。だからこそ、女性がそういう障壁があるんだということを、障害があるんだということを、強く自分の中で認識しないと、そういう対等な男女共同参画社会は成立しないと思います。ある意味、平等を達成するということは、非常に積極的な改善を行わないとあり得ない。そういうふうなものだと思います。

それと、先ほど計画策定に当たっての諮問機関の設置に非常にこだわったのは、女性を最低50%。それと私がもう一つこだわりたいのは、行政機関もしくは行政に関する団体の方だけを集めて諮問機関を設置するのではなく、現実に民間で働いておられる方、女性の意見を吸収していただきたい。葛城市にはさまざまに活躍されている女性の方がおられます。そういう方々の意見を聞いて、計画を立てていく必要があると私は感じます。

葛城市に住む人が、男も女も関係なく、人として、個人と能力を十分に発揮できる、ともに参画できる社会の実現を目指して、葛城市男女共同参画計画を策定されることを強く要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

**藤井本副議長** 阿古和彦君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時18分

再 開 午後2時40分

**野志議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、白石栄一君の発言を許します。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は4点でございます。

質問の第1は、公共工事の入札、契約手続の改善についてであります。

この間、昨年9月、12月の定例会一般質問において、葛城市が平成17年度に指名競争入

札された公共工事の入札結果に基づいて、一般競争入札の採用や業者間の談合、受注の偏り、丸投げの問題について議論をしてまいりましたが、このたび福島県、和歌山県、宮崎県などで、談合事件が相次いだところを受け、総務省と国土交通省がまとめた地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案が、この2月17日までにわかり、新聞報道されています。

その内容を見てみますと、すべての自治体で一般競争入札を導入すると明記し、全都道府県と政令指定都市で導入されている一般競争入札を、現在は半数にとどまっている市町村でもすべて導入することを打ち出しています。また談合などで、入札参加停止処分を受けた業者の情報を自治体間で共有する通報制度の創設も盛り込まれています。

総務、国土交通両省と埼玉県など8自治体でつくる地方自治体の入札契約適正化連絡会議で、近く最終調整し、報告書をまとめ、早ければ3月末までに、地方自治法の施行令や政省令を改正し、また国交省はマニュアルを策定する方針だと聞いております。

新聞報道された談合防止策素案の内容のポイントは、第1に、全自治体で一般競争入札を導入すること、第2には、都道府県、政令市は、予定価格1,000万円以上の工事を原則として一般競争入札とすること、第3は、指名競争入札は適応条件を厳格化し、縮小すること、第4は、入札参加停止処分の情報を自治体間で共有する通報制度を導入すること、第5は、都道府県単位で業者の資格審査などの手続を統一すること、第6は、電子入札未実施の自治体は速やかに導入することなど、10点についてであります。

県知事による官製談合事件、さらに名古屋市発注の地下鉄延伸工事をめぐる談合事件では、独占禁止法で、大林組や鹿島、清水建設など、ゼネコンの担当者が逮捕されるなど、目に余る事件が相次いでいます。いまや公共工事に対する国民の信頼は地に落ち、談合なくせの声は大きく広がっています。

この総務省と国土交通省がまとめた地方自治体発注の公共工事に関する談合防止策の素案を受けて、どのように対処されようとしているのか、説明を求めるものであります。

さらに、談合や受注の偏り、丸投げ等について伺ってまいります。

平成18年度の舗装工事の入札結果を見てみますと、500万円以上の工事金額の大きいランクでは、7件の工事が発注されています。平均落札率は95.66%と、平成17年度の98.44%を2.78ポイント下回っていますが、受注の偏りは相変わらずであります。7件中、新庄地域の6件すべてを一伸建設が落札しています。他の1件は、當麻地域、勝根の工事で、村本道路が落札をしています。また500万円未満の工事金額の小さいランクでは、8件の工事が発注されています。平均落札率は97.38%と、平成17年度の97.71%を0.33ポイント下回っています。このランクでも一伸商事が8件中新庄地域の3件を落札し、他の5件はすべて當麻地域で、小野建設、石本工業、柳原組、福寿建設が落札をしています。平成18年度の舗装工事は、一伸建設と一伸商事が15件中9件、60%を受注し、その9件はすべて新庄地域の工事でありました。つまり新庄地域の舗装工事は、平成17年度に引き続き、一伸建設と一伸商事の独占状態が継続されているのであります。いかがお考えでしょうか。

このような受注の偏り、独占状態は、だれが見ても納得できないものであります。業者間の談合なくしては到底成立し得ないことではないでしょうか。適正に指名競争入札が執行さ

れていると言えるでしょうか。またどうすれば改善できるのでしょうか。答弁を求めるものであります。

次に、舗装工事の500万円以上の工事金額の大きいランクであります。平成18年12月19日、平成19年2月14日の5件の入札において、指名された6社のうち、日本道路、東亜道路工業、前田道路の3社が、入札を辞退しています。これはどのような理由によるものか、説明を求めるものであります。

次に、葛城市建設業協会の取り組みについてであります。

建設業協会は、今、公共工事の入札にかかわる談合や丸投げ、受注の偏りなどについて、自主的にその解決を図っていくべく、会長を中心に努力されております。このような努力に対して、行政はどのように受けとめ、どのように対応されているのか。お伺いをするものであります。

次に、児童の下校時の安全のさらなる確保、充実についてお伺いをしてまいります。

葛城市では、既に児童の下校時の安全を確保するために、児童安全パトロールの実施や青色防犯パトロールの運行、子供見守り隊や「パトロール中」とのプレートを備えた自動車の普及など、行政と地域住民、PTAなどのボランティアが共同して、児童の引率や見守り、巡回パトロールなどに取り組まれています。まずもって、ボランティア精神をもって、献身的な努力をされているPTAや地域住民の皆さんに、この場をおかりして、感謝を申し上げるものであります。

さて、市は平成19年度予算案の審議に当たり、市が悠久のロマンと時代の英知が織りなす爽快シティ葛城の実現に向けて表明された、施政方針の4つの施策の柱の第1に、安全が守られ安心して暮らせるまち、安全安心のまちづくりを位置づけ、その政策の最初に、子供たちの安全の確保を打ち出しています。市長の説明では、近年、子供たちをねらった事件が相次いで発生し、全国各地において、地域ぐるみで子供たちの安全を確保しようとする動きが活発化しております。

本市の子供の安全対策につきましては、「小学校の下校時の安全確保を図るため、引き続き、児童安全パトロールを実施してまいります。本年度はパトロール員を1人増員して、15人体制で実施してまいります」と述べられるとともに、青色防犯パトロールについても体制の強化、充実を表明されました。

このたびの児童安全パトロールの増員について、新庄地域では、これまで2コースしかなかった新庄北小学校が、新庄小学校や忍海小学校と同様に3コースとなり、新しく住宅開発が進み、児童がふえている東室等が新たにパトロールの対象になりました。見守りやパトロールに献身する保護者や地域ボランティアを励まし、子供の安全を願う市民の意思に沿うもので、大いに歓迎されるものでありますが、私は、シルバー人材センターを活用し、低学年の児童を引率する児童安全パトロールの現状を踏まえ、さらなるきめ細かな安全対策の充実を求めたいと思います。

まず、現状であります。忍海小学校の山田、平岡、笛吹、梅室、山口などの山麓地域を含むコースでは、パトロール員の引率は、現在、山麓線までであります。山麓線を越えてか

らは、子供たちだけになっているのであります。また新庄小学校では、笛堂が一番東の端になり、パトロール員の引率はJRを超えたところまでとなっています。そこからは年配のボランティアの方が、毎日1人、2人で迎えに行っているのが現状で、「今の体でいつまで続けられるか心配だ」、このような声が上がっています。

これらの大字は、戸数も人口も少ない上、日中は働いている人が多く、毎日の子供の送迎や見守り等の活動は、極めて困難な状況にあります。地域の力や自己責任だけでは子供たちの安全は守れない。少数の児童の少数の保護者と家族、地域の人々の思いは、いかばかりかと思います。

まず、このような状況についていかがお考えでしょうか。またこの状況を解決すべく、保護者、家族、地域が次善の策として望んでおられるミニバス等を利用したスクールバス等の運行について、所見を求めてまいります。

次に、ふるさと創生基金の使途についてでございます。

先日成立しました平成19年度一般会計予算において、1億5,000万円余りの歳入不足を補うという名目で、ふるさと創生基金からも1億7,500万円が取り崩され、歳入に繰り入れされました。ふるさと創生基金は、平成17年度末現在高で1億7,631万円ですから、このたびの繰り入れによって、そのほとんどが取り崩されたことになります。

ご承知のように、ふるさと創生基金は、竹下内閣が昭和63年から平成元年にかけて、みずから考え、みずから行う地域づくり事業、ふるさと創生事業と銘打って、全国の市町村に対し一律に交付税措置した1億円が原資でありました。賛否は別として、当時、日本列島は、この1億円の使い道に話題が沸騰いたしました。北海道の八雲町では、1億円のトイレを建設しました。また高知県の中土佐町では、純金のカツオ像をつくりましたが、後に盗難に遭い、溶かされてしまったということがございました。

旧當麻町では早くに使い切ったそうではありますが、旧新庄町ではふるさと創生基金条例をつくり、当時の1億円からさらに追加された7,500万円を積み立て、1億7,500万円を原資に、その金利を活用して、ふるさとの次代を担うリーダーを育てる人材育成事業や、新庄市や新庄村との自治体交流事業を実施したところであります。本事業の実施に当たっては、住民アンケートも行い、けんけんがくがくの議論をしてまいりました。その後、金利が低迷し、事業の実施が困難になる中で、基金の使途について議論を重ねてきたことは、市長も助役もよくご承知のことと思います。それが何の議論もなく、平成19年度の一般会計予算に、いきなり全額に近い1億7,500万円を取り崩し、繰り入れることに、どうしてこのようなことになったのか、まずお伺いをしたいと思います。

さらに、葛城市ふるさと創生基金条例第1条の設置目的は、みずから考え、みずから行う地域づくりを実施する事業において、市民のふるさと意識の醸成並びに地域の活性化を図ることを目的として設置すると規定しています。また第6条の処分では、基金はその設置目的のため、必要あるときはその全部または一部を処分することができると規定されていますが、このたびの基金の処分は、設置目的に照らして適正な処分といえるのでしょうか。とても適正な処分とはいえないと考えます。所見を求めるものであります。

最後に、同和関連施策の完全終結についてお伺いをいたします。

大阪市での部落解放同盟支部長による同和事業での利権あさり、奈良市での部落解放同盟幹部による長期のにせ病休と公共事業の私物化、京都市での市職員による犯罪の多発など、この１年間で、部落解放同盟の幹部や組織が絡む事件や不祥事が相次いで明るみになりました。

我が党は、部落解放同盟の無法と戦い、不公正な同和行政をやめるよう求め続けてきた党として、法的にも、社会的にも断罪されつつある今こそ、部落解放同盟の無法を一掃し、同和行政を完全に終結させることを強く求めるものであります。

ご承知のように、国の同和対策そのものは平成14年３月末をもって終了いたしました。また旧身分にかかわる社会問題としての同和問題が、基本的に解決できる状況に至っています。にもかかわらず、部落解放同盟と手が切れず、人権などと看板を書きかえて温存する自治体が後を絶ちません。

本市でもなお、商工業人権対策事業補助金15万円、御所労働保険事務組合補助金25万円、企業内人権対策事業補助金５万円、人権教育研究会補助金120万円、人権教育推進協議会補助金180万円が計上されています。また本市の条例には、葛城市人権擁護条例、さらに葛城市人権問題啓発活動推進本部設置規定をまだ依然として残しております。さらに、県人権部落解放研究会に毎年20人程度派遣し、部落差別撤廃と人権確立を目指す県民集会にも５、６人の派遣を行っております。これらの補助金、条例、職員の派遣は、ただちにやめるべきであります。答弁を求めるものであります。

以上、再質問は自席で行わせていただきます。

**野志議長** 清村部長。

**清村都市整備部長** 17番、白石議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

入札・契約事務の改善につきまして、３点にわたってご質問をいただいております。

まず、１点目の関係でございます。条件付一般競争入札ということで、今全国的に言われております。またこうしたことにつきましては、不良、不適格な業者を排除するために、一定の資格要件を定め、そうした手続を踏んで入札をするということでございます。

本市におきましては、今まで大規模な工事につきまして、一部実施してきたところでございます。公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の施行によりまして、透明性、公正な公共工事を確保しようとするものでございますが、その後も事件が頻発している状況でございます。入札談合防止に向けましての談合防止策については、まもなく国の方から示されるというふうな状況でございますが、先日、公正取引委員会の方から、入札談合の防止に向けての発注者側の取り組みについての冊子が示されたところでございます。こうしたことを踏まえながら、今まで本市の一般競争入札実施の基準としていた金額の引き下げを含めました、一般競争入札の拡大を含め、協議を重ねているところでございます。また、談合の防止につきましても、対応マニュアルの作成、指名停止措置の強化、こうしたことにつきましても、業者選定委員会で協議を重ねているところでございます。

次に、受注の関係でご質問でございます。

受注の偏りについてご質問をいただいておりますが、これは入札の結果によるものというふうに考えております。また入札の辞退があったということの理由についてでございますが、技術者の配置ができないと、こういうふうな理由でございます。こうしたことも含めまして、指名選定委員会等におきまして議題にし、協議いたしたいと考えております。

3点目の建設業協会に関してでございます。

市の建設業協会におきましては、災害緊急時の協力を初め、また市内の一斉清掃におけます地域社会の貢献等、市の発展にご尽力をいただき、感謝しているところでございます。今後もなお一層、緊急応援体制等にご理解、ご協力をいただけるよう、切望するところであります。

一方、協会の適正な公共工事を目指した取り組みで、さらに公共福祉の増進につながることを期待するとともに、市といたしましても、市内業者の育成も考慮しながら、透明性、公正性を確保し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に向け、取り組む思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

**野志議長** 宮西部長。

**宮西教育部長** 17番、白石議員さんのご質問、児童の下校時の安全確保の充実についてお答えいたしたいと思っております。

本市では、ご承知のように、東西に細長く校区を有する学校が多く、山麓線の西側や国道24号線東側の場合、学校までかなりの距離の通学を余儀なくされている子供が在籍しております。そのような状況を踏まえ、児童安全パトロールを原則として、各校3名体制で配置をし、下校時の安全確保に努力いたしております。といっても、パトロール員が各大字の奥まで1人1人を送り届けることは困難でございますが、議員のご指摘のような心配も確かにございます。

そこで、教育委員会といたしまして、以下の点に特に意を用いてまいりたいと存じます。1点目でございますが、児童安全パトロール員は低学年児童に付き添って、送ってもらっておるわけでございまして、担当する児童と別れた後は、周辺でとりわけ寂しく心配な箇所を重点的に見回りながら、学校へ戻ることとさせていただきます。2点目でございます、昨年度から稼働いたしております青色パトロールカーの巡回コースの見直しをお願いし、特に遠隔地小集落に十分配慮してまいりたいと考えております。

もちろんこれで万全とは決して申せないわけでございますが、各学校にスクールバスの運行等もできないわけでございまして、どうしても各大字内での協力体制を確立していただくことが必要となります。これまでも区長会でご依頼申し上げ、幾つかの大字で既にさまざまな工夫をいただいております。それも参考にいただきながら、子供たちを守るのは保護者であることには違いありませんが、さらにそれぞれの地域ぐるみでも子供の安全確保を推進していただきますよう、各大字に取り組みをお願いいたしたいと存じます。

これで答弁とさせていただきます。

**野志議長** 大武部長。

**大武総務部長** それでは、17番、白石議員さんからの3点目のご質問でございます、ふるさと創生基

金に関しまして、ご答弁を申し上げます。

ふるさと創生基金につきましては、ご質問のとおり、昭和63年から平成元年にかけて、それぞれの地域において、個性豊かな地域づくりを進めると、こういった目的のために、全国一律に1億円の交付があったというものでございます。

それに基づきまして、原資といたしまして、旧新庄町ではふるさと創生基金として設置をされております。目的といたしましては、基金の利子を運用して、人材育成のために活用すると、こういったものでございます。また、旧當麻町におきましてはふるさと振興基金と、こういう名称でございまして、その基金の利子を運用いたしまして、地域の活性化のために活用をするという目的でございます。

そして旧當麻町のふるさと振興基金につきましては、合併時にはございませんで、当時の経過を説明させていただきましたら、平成16年3月9日の議会におきまして、ふるさと創生基金の条例の廃止をいたしております。当時の会議録でございます。条例廃止の理由でございますが、朗読をさせていただきますと、昨今の銀行利率の低下といったところで、実質的な果実運営というのは不可能になってまいったということでございまして、そういうことからこの際、一般財源化をして、当町で行っております事業を一般財源の中で賄っていくと、この事業を継続というふうにしたいということでございまして、また昨今の財政調整基金の目減りにおきまして、一般財源化いたしましたふるさと創生基金を財政調整基金の方へ積みかえをすると、こういった内容でございます。同時に提案されました補正予算でございます。この中でふるさと創生基金を廃止いたしまして、財調の方に積み立てをいたしております。その額につきましては、5億7,860万4,000円ということになっております。先ほど白石議員さんのご質問の中で、若干の違いがあったというふうに思っております。

そういうことで、その後合併によりまして、葛城市のふるさと創生基金という形で、合併時の専決条例の中でご提案申し上げたわけでございます。その目的につきましては、市民のふるさと意識の醸成並びに地域の活性化を図ると、こういったものでございます。

このようなことから、今回、ふるさと創生基金の繰り入れを行うに当たりましては、基金の設置目的に照らしながら、繰り入れを行う予定といたしております。19年度で基金の活用を予定しております費目につきましては、主にはイベントの助成あるいは団体助成、また文化会館の自主事業、こういった事業に繰り入れをしております。そのトータルが1億7,500万ということでございます。

なお、基金の繰り入れにつきましては、予算の財源調整の面ということもございまして、予算の執行いかんによるものでございますけれども、必要最小限での繰り入れということで留意をさせていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**野志議長** 杉岡部長。

**杉岡市民生活部長** それでは、最後の質問でございます、同和関連施策の完全終結につきましては質問に対しましてお答えさせていただくわけでございます。

同和対策は、1965年、同和対策審議会の答申に基づきまして、その解決に向けて、1969年、同和対策特別措置法の施行以来、2002年3月まで、33年間にわたります特別対策が実施されてきたわけでございます。その結果、ハード事業につきましては一定の成果を上げてまいったわけでございますが、少なくなったとはいえ、いまだにまだ部落に対する差別は依然として根強いものがあるのも事実でございます。しかしながら、残念なことに、我が国の人権に関する取り組みにつきましては、国連の規約委員会を初めといたしました数々の関係機関から、同和対策や女性、障害者や外国人に対するさまざまな人権問題が存在していると指摘されているところでもございます。

このような中で、1995年12月には、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置されまして、2000年12月には、人権教育及び人権啓発に関する法律が施行されておるわけでございます。この法律によりまして、人権問題に対する国の責務とともに、第5条には、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する責務を有すると規定されておりまして、ここに地方公共団体の責務が明確にされたわけでございます。

葛城市といたしましても、この理念に基づきまして、葛城市の誕生に、人権施策課を設置いたしまして、すべての市民が平等であり、お互いの人権を尊重し、尊重されるまちづくりを目指しまして、教育と啓発が連携をいたしながら、市民の方々とともに活動を行っているところでございます。

ご質問の同和関連施策につきましては、2002年3月の同和関連法の失効以来、白石議員さもお存知のように、旧町時代より関係団体と積極的に協議をしてまいりまして、理解をいただきながら、廃止すべきものは廃止し、また存続すべきものは規模を縮小いたしながら一般施策として進めることといたしまして、その結果、平成18年度で産業廃棄物処理組合負担金も終了いたしますし、今後さらに同和関連施策の整理、縮小に取り組んでまいりたいと思う所存でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、部落差別を初めとするあらゆる差別問題がある限り、差別のない明るいまちづくりのために、積極的に取り組んでまいる所存でございます。皆様のご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**野志議長** 17番、白石君。

**白石議員** 一通り、部長からご答弁をいただきました。

まず、公共工事の入札・契約事務の改善について、再質問をしてまいりたい、このように思います。

ご承知のように、談合問題そのものが全国的な課題となってきた、やっと国も腰を上げてきた。また知事会でも、福島、和歌山、宮崎の知事が官製談合に絡み逮捕されるという事態に至って、やはり指名競争入札を改めて、一般競争入札を大幅に取り入れていくということが議論されているわけであります。その中で、このたびの総務省、国土交通省の自治体に対する、一般競争入札を採用する、そういうことに対しての指針というか素案をつくることに至ったわけであります。

この間、私はこの9月から一貫して、一般競争入札の導入、そして丸投げや受注の偏りについて現状をただし、議論をしてまいりました。改善をされたのかといったら、全く改善されてない。現状の指名競争入札を継続することでは、改善しないということが改めて証明されたと言えるわけであります。

部長は、一般競争入札の金額を引き下げて、拡大をしていく、このことを協議中だということでもありますので、これは大いに歓迎をしていきたいし、国の動き、知事会の動きを待たずして、一般競争入札の導入のための準備をしていただきたい、このように思います。

さらに、平成18年度の舗装工事における入札結果の問題であります。部長は入札の結果によるものと考えている、こういう答弁であります。当然、談合がある、それによって受注の偏りがあからさまになっている、このようなことは答弁できないというふうには思いますが、現実には私がお示しをした入札の結果は、新庄地域の舗装工事についてはすべて一伸建設、一伸商事が独占をしている。これは事実です。これを受注の偏りと言わなくて、何と言うのか。この受注の偏りは、談合によってではできないじゃないですか。たまたま入札の結果として出てきたなんてことは、これは到底思えない。

でありますから、500万円以上の金額の大きいランクの入札では、どういう事態が起こっているか説明をいたしました。前田道路、日本道路、そして東亜道路工業が、12月19日の入札から5件について、入札の辞退をしているんです。入札の指名願を出しているということは、やはり葛城市の公共工事について、その企業が意欲を持って、競争して、受注をする。そういう努力をするということの証明でありますし、またそういうことを前提として、指名業者として登録をし、このたびの工事入札に当たって指名をしているわけであります。それがどうして辞退ということになったのか。部長は技術者が配置できないと、これはそのようにしか答弁できないのだなというふうには思いますけれども、実際、大手の企業が続けて入札を辞退するなどということは、これは考えられないし、あつてはならないことでもあります。じゃ、どうしてこういう事態になっているのか。この理由は、技術者が配置できないからではなくて、今現実の問題として進行している名古屋市地下鉄の延伸工事に係る談合事件、これに公正取引委員会はこの談合を告発して、地検はゼネコンの担当者を逮捕した、こういう事態になっているわけです。葛城市の舗装工事のような、あからさまな談合と思われるような、そういう中では、入っておれない。怖くて、指名を受けても入札できない。こういう事態が、この5件の入札の辞退にあらわれているのだというふうに考えます。ということは、それこそ500万円以上の金額の大きいランクの入札については、非常に談合の疑いが濃いということを示しているのではないのでしょうか。この点、改めて所見をお伺いしておきたい。このように思います。

また私は、業者が資本金あるいは職員数、経営状況、さらには技術職員の数等、経営自己審査の結果そのものが、本当に書類上のことだけではなく、企業としての実態として、書類にあるものと一緒であるのかどうかということに非常に疑問を感じています。経営審査事項について、それぞれの企業の中身について精査をしたことがあるのでしょうか。この点を改めてお伺いしておきたい。このように思います。

次に、児童の下校時の安全の問題についてであります。部長がお認めになったように、山麓地域の小さな大字の児童は、児童安全パトロールの中でも、山麓線までしか付き添いをしていないということでもあります。これらの児童は、当然小さな山麓地域ですから、児童数は少ないんですね。平岡で1年生が1人、2年生が1人、3年生が1人で、低学年で3人。山口では、低学年は今いません。梅室では、2年生が1人、3年生が1人で2人。笛吹では、1年生が1人、2年生が1人であります。山田は山麓線から近いですから問題にならないかもわかりませんが、1年生は4人、2年生が1人であります。

本当に少数の子供たちであります。この子たちがこれから一番危険だと思われる下校の道を帰らなければならないというのは、これは本当に保護者や家族、地域の人たちが心配するのは当然のことだということです。ところが人数が小さいがために、いろいろ要求を上げることがはばかるという状況になっている。本心として、ミニバスでもスクールバスという形で運行できないか、こういう声があるんです。しかし費用がかかり、大変だろうということがまずあります。そういうことから、口に出して言えない、そういう状況にあるんです。私は、よく考えれば確実、安全で、しかも1人で、これだけの少人数ですから、短時間に山麓線からそれぞれの大字に送りつけることは、これは一番可能なことではないのかと、一番いいのではないかというふうに考えます。

私は、その親御さんや家族の方から、みずから負担をしてでも、できたらしてほしい、こういう声も聞きました。なかなか言えないことだと思います。この点、タクシーであり、レンタカーであり、ミニバスであり、今運行している、これから運行しようとするミニバス等も、いろいろそういう条件を1度検証していただいて、可能なものかどうか、やはりテーブルに乗せていただきたい。このことを改めてお伺いをしておきたいというふうに思います。

とにかく現状の児童安全パトロールの人たちでは、今3コースに分けて、交代で行っている、2回を4往復するということもあるわけですが、高齢者ですから、2往復するだけでも大変なわけで、それは遠いところへ行くのは無理なんです。よっぽどよく考えていかないと、児童安全パトロールそのものが遠隔地ではなかなか機能しないということをやはり認識をしていただきたいというふうに思います。

それから、ふるさと創生基金の使途についてであります。

ふるさと創生基金は、先ほど部長も答弁がありました、基金の充当先を若干述べられました。基金条例では、先ほども申しましたように、みずから考え、みずから行う地域づくりを実施する事業において、市民のふるさと意識の醸成並びに地域の活性化を図ることを目的とするということになっているんですね。じゃ、その目的に合致した充当先になっているのか。例えば文書広報費、印刷製本費、これは広報の印刷ですが750万円。さらに自治振興費、区長報酬費860万円。これらが本当にその目的に合致するものなんでしょうか。私は合致するとするならば、譲歩して、文化会館費の自主事業出演者謝礼、15周年記念事業、葛城市市民音楽祭ぐらいではないのか。これにかかる費用というのは200万円ぐらいであります。ほかはこれまでやってきた事業そのものであります。新たな事業といえば、都市再生整備計画策定業務委託料とか、緑の基本計画策定業務委託料とか、こういうものに使われているわけです。到

底、私は、この条例の趣旨に沿っているとは言えないのではないかというふうに思うんです。

さらに、これまでのふるさと創生基金の活用についての議論の経過はどうだったでしょう。予算や決算委員会の中で、あるいは総務文教委員会等の中で、この基金を運用して、どのように活用しようかということで議論をしてまいりましたし、また住民アンケートも行いました。その結果として、形としては残らないけれども、新庄町の将来を担うリーダーを育成する、そういうことで、人材育成事業がスタートすることになりました。また後で、自治体交流にもその果実を運用することとなったわけであります。

また、先ほども言いましたけれども、その果実が低金利によって実際の事業費を賄えないという状況になったときも、もうこれは一般財源で、人材育成事業や自治体交流を実施して、この1億7,500万円については改めて住民の皆さんに相談し、住民の皆さんの意思に基づいて使い道を決めて、粹に使おうやないかと、こういうふうな議論をしてきたわけであります。それが残念ながら、合併して葛城市になったからといって、そういう条例の規定やそういう議論の過程を本当に尊重して、やっぱり基金の中身については考えていただかなきゃならないというふうに思うんです。ところが突然、予算が出ちゃったら、全額に近い1億7,500万円が15億円余りの歳入不足の補てんに充てられて、これは寂しく悲しいことであります。今までの議論は何やったんや、市民の皆さんのふるさと創生基金を使って何をするかという、どうなっているかという、そういう思いをも、横に追いやっているのではないかなと言わざるを得ないわけであります。

これまでの議論の経過、条例に規定された設置目的に照らして、また先ほど申しました基金の充当内容を検証してみても、到底納得できないものであり、基金に繰り戻すべきでないかと。また繰り戻す努力をして、改めて市民の皆さんに使い道を相談し、住民の皆さんの意思を十分反映した事業に活用すべきではないでしょうか。そして真にみずから考え、みずから行う地域づくりのために、市民のふるさと意識の醸成並びに地域の活性化を図っていくべきではないのか。再答弁を求めるものであります。

同和関連施策の問題であります。時間が少なくなりましたので、はしります。

大阪市の部落解放同盟支部長による不正を暴いた大阪地裁は、弱腰の同和行政を喰い物にした極めて悪辣な犯罪、このように断じました。同和行政に対して、行政が本当に弱腰で、解放同盟の言いなりになってきたことが原因だということを言っているんです。一連の不正事件の追及を通じて、今求められているのは、数10年にわたって自治体を喰い物にしてきた解同の無法を一掃し、軟弱な同和行政に終止符を打つことだと考えます。

人権の名のもとに、改めて同和を外して、部長の答弁にもありましたが、関係団体と共同して、人権の問題に対して啓発をしていく。これは非常に問題が大きい。地方自治体というのは、住民に対してあれこれと人権に対して啓発、教育、そういうことをやるべきではない、住民の内心の問題まで手を突っ込むべきではない、このように考えます。この点、確かにそれぞれ同和对策については、一般対策あるいは廃止をして、今日に至っているけれども、先ほど申しましたように、これだけまだ残っているわけです。直ちに廃止をすることを強く求めたいと思います。答弁求めます。

**野志議長** 残り時間がわずかですので、答弁は簡単をお願いいたします。  
市長。

**吉川市長** 白石議員さんの再質問にお答えを申し上げていきたいと思います。

まず、1点目でございます、入札・契約の改善についてということでございます。

いろんなご意見を承りながら、いろんなご指摘もいただいたところでございます。私は、談合はないというふうに思っているところでございまして、今世間で言われておりますようなことも十分承知をいたしております。そうした中で、葛城市は透明性のある入札制度でありたいというふうなことでございまして、そのことで今ご指摘ありましたように、一般競争入札への移行の問題も、積極的に検討を重ねながら、そうした疑惑になるようなことにならないように努めていきたいというふうに考えております。

ふるさと創生基金のことについてでございますけれども、このことにつきましては、ご意見の中にございましたように、合併前の両町の場合には、人材育成事業ということでの議論をいただきながら、そうしたことで使ってきたところでございます。しかしながら、金利が下がってしまいまして、その果実がなかなかそうした事業に充てられないと、こういうふうなことで、たしか合併前にはそうした事業を休止しておったというふうなことであったと思うわけでございます。その後、合併にかかわりまして、両町で持っておりましたそうした基金を、先ほど部長が答弁をいたしましたように、新しい市としての基金条例に変えたわけでございます。

そうした段階で、意見の中にもありましたように、基金の目的は、みずから考え、みずから実施をしていく、そうした独自性の事業というふうなことであるわけでございまして、地方分権が進んでまいりましたきょう現在におきましては、今までの考え方とは別に、市町村が実施する事業については、ほとんどが独自性の事業であるというふうな考え方もあるわけでございまして、そうした状況の中で、基金条例に沿った、目的に沿った、そういう考え方をしていきたいというふうなことでございます。

なお、ご意見にございましたように、あるいは部長が答弁をいたしましたように、基金の今回の15億余りにかかわります取り崩しにつきましては、予算委員会でもご質問にお答えを申し上げておりましたように、資金のやりくりという性格もあるわけでございまして、そうした中で、できるだけ基金の取り崩しを抑えていきたい。そのためにはさらに行政改革やあるいは又、歳入の確保に努力をしてまいりたい。そういう考え方であるわけでございます。ご意見にございましたように、そうしたことで、この基金のこれからの使い方につきましては、さらに議論を深めていきたいというふうに考えます。

また、同和問題にかかわりまして、本市の場合には。

**野志議長** 市長、時間が来ましたので、もう少しで終わりますか。

(発言する者あり)

**吉川市長** 同和問題につきましては、解放同盟のあり方、そうしたことについても、ご指摘をいただきましたように、奈良市の問題、あるいはまた大阪での問題等が新聞紙上ににぎわしたわけでございます。私は葛城市にあります解放同盟の支部、それと行政のかかわりは報道されて

ますような、そうした押しつけをいただいたことはないというふうに思い返しているところでございまして、しかしながら、そうした状況の中で、いろんな補助金の問題とかがあったわけでございます。そうしたことをきょうまでいろいろと双方話し合いながら、先ほどもご指摘がございましたように、一般事業に移行すべきは移行していく、あるいはやめるべきものはやめていくというふうなことで、大筋の同和対策事業と言われるようなものについては整理ができたんじゃないかなというふうに思っております。しかしながら、ご指摘をいただいておりますような補助金の問題等もあるわけでございます。今後さらに関係機関と協議を重ねながら、一般的な事業に移行すべきものは移行しながら、いわゆる同和対策事業としての事業はもう終着をします。

しかし人権問題というのは大変大事なところでございまして、先ほど白石議員のお話の中に、行政が啓発や教育について、そういう分野に入るべきではないというふうなことのお話がございましたけども、私は、今言われております人権問題は大変大事な分野であるというふうに思っているところでございまして、同和問題だけが人権問題ではないということを再認識して、人権問題に取り組んでまいりたいということでございます。

以上でございます。

**野志議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

次に、日程第2、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務については閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務については閉会中の継続調査といたすことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**野志議長** 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

6日の開会以来、議員の皆さん方には慎重に審議していただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、平成19年度葛城市の市政の執行に当たられますよう要望いたしまして、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

**吉川市長** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る３月６日に開会をされました葛城市議会平成19年第１回定例会が、15日間の全日程を終えていただきまして、本日閉会をいただきました。この間提案をいたしました全議案、いずれも原案どおり可決承認をいただきましたことに対しまして深く感謝を申し上げる次第でございます。

特に、今定例会におきましては、合併後３年目の平成19年度の各会計予算を議決いただいたところでございます。昨年に策定をいたしました総合計画のスタートの年として、掲げました４つの政策の柱を基本といたしまして、住みたいまち、住み続けたいまちの実現に向かいまして、職員が一致協力のもとに、精いっぱい努力をしまいる考えでございます。

また、会期中に寄せられました貴重なご意見、ご提言をしっかりと受けとめながら、現下の地方行財政の実情を踏まえまして、あすからの住民皆様の幸せづくりのためにまい進をする覚悟でございます。

議員皆さん方におかれましては、なお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。長時間、本当にありがとうございました。

**野志議長** 以上で平成19年第１回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後３時４９分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 野 志 昭

議 会 副 議 長 藤井本 浩

署 名 議 員 西 井 覚

署 名 議 員 高 井 悦 子